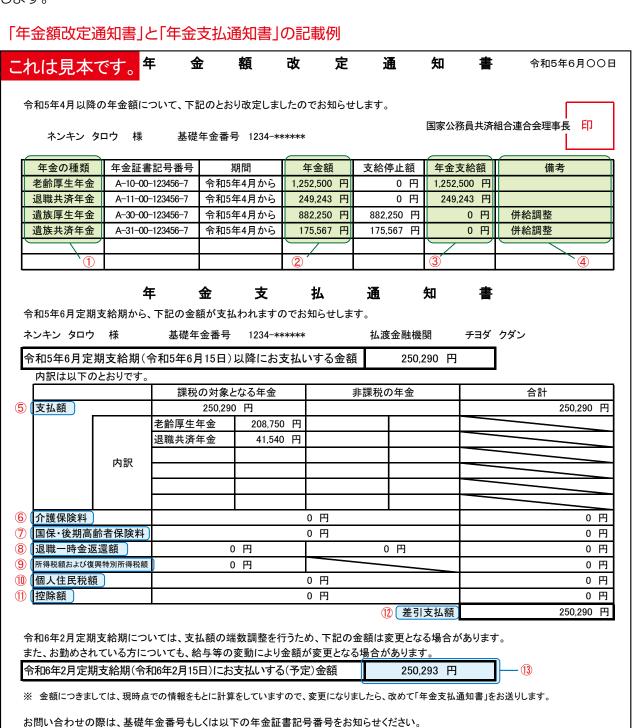
「年金額改定通知書」と「年金支払通知書」の送付について

令和5年4月からの年金額および令和5年6月定期支給期からの支払額は、「年金額改定通知書」 と「年金支払通知書」でお知らせします(以下の見本のとおり)。

「年金額改定通知書」…… 令和5年4月からの年金額などを記載しています。

「年金支払通知書」 …… 令和5年6月定期支給期からの支払額などを記載しています。

なお、今後年金額や年金支給額が変更になった場合は、その都度、所定の通知書によりお知らせ します。



A-10-00-123456-7

1. 「年金額改定通知書」の見方は、次のとおりです。

① **年 金 の 種 類** 決定を受けているす^ん

決定を受けているすべての年金の種類を記載しています。

2 年 金 額

令和5年4月からの年金額を記載しています。

③ 年 金 支 給 額

実際に支給される年金額を記載しています。

4 備 考

年金額の一部(または全部)が支給停止されている 場合は、その理由を記載しています。



2. 「年金支払通知書」の見方は、次のとおりです。

5 支 払 額

「課税の対象となる年金」・「非課税の年金」のそれぞれ2か月分(定期支給期分)の金額を記載しています。

6介護保険料

年金から介護保険料が徴収される方は、その金額を記載しています。

国保・後期高齢者 保 険 料

年金から国保・後期高齢者保険料が徴収される方は、その金額を記載しています。

8 退職一時金返還額

年金から退職一時金返還額が控除される方は、その金額を記載しています。

9 所得税額および 復興特別所得税額 年金から所得税および復興特別所得税が徴収される方は、その金額を記載しています。

⑩個人住民税額

年金から個人住民税が徴収される方は、その金額を記載しています。

⑪ 控 除 額

年金から過払金等が控除される方は、その金額(マイナスの場合は未済金額)を記載しています。

12 差 引 支 払 額

⑤支払額から上記⑥~⑪までを差し引いた金額を記載しています。 (注)⑥~⑪の金額については、該当する方のみ表示されます。

(3) お支払いする(予定)金額

毎年2月定期支給期で端数調整を行うため、端数が生じる場合は、 端数調整後の金額を記載しています(端数調整が生じない方に ついては、この欄の記載はありません)。